

(ロ)業務別に依る配偶関係 (比例)

配偶別	業務別	教師	タイピスト	事務員	店員	看護婦	交換手	計
未婚者		二八・八%	八八・五%	九〇・一%	九二・二%	八七・五%	九八・三%	八三・六%
有配偶者		五九・一	七・七	八・六	二・四	五・〇	一・七	一二・八
離婚者		三・八	一・〇	一・〇	二・四	一・〇	一・七	一・三
寡婦		八・三	三・八	〇・三	三・〇	七・五	一・一	二・三
計		一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇

第二表 (イ)年齢階級と配偶関係 (實数)

配偶別	年齢階級	一五歳以下	一五—二四歳	二五—三四歳	三五—四九歳	五〇以上	不詳	計
未婚者		六二・二	八八・八	二四・八	一・一	一・一	一・七	七五・二
有配偶者		一九	五五	三七	六	一	四	一一・六
離婚者		一	三	六	一	一	一	一一・一
寡婦		六四・三	一五・二	七八	五	二	二	九〇・〇
計		一五—二四歳	二五—三四歳	三五—四九歳	五〇以上	不詳	計	
未婚者		八二・七%	一一・七%	三・二%	〇・一%	二・三%	一〇〇・〇%	
有配偶者		一六・三	四七・四	三一・九	〇・九	三五	一〇〇・〇	
離婚者		九・〇	二七・三	五四・五	九・〇	一	一〇〇・〇	

(ハ)年齢階級と配偶状態 (比例)

配偶別	年齢階級	一五歳以下	一五—二四歳	二五—三四歳	三五—四九歳	五〇以上	不詳	計
未婚者		九六・七%	五七・九%	三〇・八%	二〇・〇%	七七・三%	八三・六%	
有配偶者		二・九	三六・二	四七・四	二〇・〇	一八・二	一二・八	
離婚者		〇・二	二・〇	七・七	二〇・〇	一	一・三	
寡婦		一〇・二	三・九	一四・一	四〇・〇	四五	二・三	
計		一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	

第二節 配偶関係と子供の有無

職業婦人の一六・四%は既婚者で其の中の五六・八%は子持の婦人である。離婚者には比較的子供の無い者が多いが有配偶者は其の過半数以上は子持で、寡婦に至つては大部分が子持ちである。(第三表)之を業務別より見れば其の割合は事務員に最も少く教師に多くの子持婦人のあるを見る。(第四表)これ教師には出産時の保護、哺乳時間の便宜其の他恩給制度等種々の優遇方法が講ぜられて居るのが其の一因をなして居るのであらう。

尙年齢から觀察すれば二十歳以下には一人の子持もなく、二十五歳から四十八、九歳迄の婦人に最も多く、其の大部分を占めて居る。(第五表)次に子供の数は一人あるものが大部分で四、五人の者は極く稀である。平均すれば一人當一・九人になつて居る。(第六表)

第三表 配偶別に依る子供の有無

配偶別	子供の有無		比
	子供有る者	子供無き者	
有配偶者	六〇人	五六人	五二・七%
離婚者	五	六	四四・五%
寡婦	一九	二	九〇・五%
計	八四	六四	五六・八%

第四表 業務別に依る子供の有無

業務別	子供の有無		比
	子供有る者	子供無き者	
教師	六三	三一	六七・〇%
タイピスト	二	一	六六・七%
事務員	八	二	二〇・七%
店員	六	二	六六・六%
看護婦	三	二	六〇・〇%
交換手	二	二	五〇・〇%
計	八四	六四	五六・八%

第五表 年齢に依る子供の有無

年齢階級	子供の有無		實數	比	例
	子供有る者	子供無き者			
	計	計			
	子供有る者	子供無き者			
	計	計			

配偶別	子供の有無		比
	子供有る者	子供無き者	
有配偶者	二七	二一	五六・〇%
離婚者	三	一	一三・三%
寡婦	九	四	六八・八%
計	三九	二六	五九・五%

第六表 配偶別と子供数との関係

配偶別	子供の人数					延子人員の一人當り
	あつもの人	あるもの人	あるもの人	あるもの人	あるもの人	
有配偶者	二七	二一	六	四	二	一・一三
離婚者	三	一	一	一	一	一・一六
寡婦	九	四	一	二	一	一・九
計	三九	二六	二	七	四	一・九

第三節 両親の有無と就職理由

中流階級以下の家庭では、養へ生計を支持する家長があつても、なか／＼生計不如意で徒食を許さないのが普通であるのに、家長の無い逆境にある者に至つては尙更經濟上奮起せざるを得ないのである。されば職業婦人と両親の有

無とは密接の關係があるものである、即ち職業婦人中兩親とも揃つて居る者は五五・九%に過ぎず、四四・一%は兩親の無い者である。就中父親の無い者が二八・一%を占めて居る。(第七―九表)従つて其の就職理由は單に生計補助の目的の者が過半数以上を占め、經濟上獨立を得たい者が之に次ぎ、親とか子供或は兄弟等を扶養しなければならぬ境遇にある者が九百人中十七人即ち一・九%に當る、而して父親の無い者及び兩親共に無い者は經濟上又は扶養の責任のある者が多い。(第十表)又業務別から見れば交換手に比較的生計補助者が多くて教師には扶養の責任を負つて居る者が多い。(第十一表)

第七表 業務別に依る兩親の有無

業務別	兩親の有無				計	合計
	實父母 ある者	父無 母無	兩親共 養父母	養母 實父繼母 繼母 繼父實母		
教師	四六	四二	一五	二五	一二	八六
タイピスト	一七	一〇	一	一	一	一三
事務員	一七	八五	一六	一二	三	二六
店員	一〇	四八	一	一	一	一八
看護婦	一五	一三	五	八	二	二九
交換手	一五	五六	二〇	七	八	一六
合計	五〇三	二五四	六四	九	一〇	二四二
比	五五・九%	二八・一%	七・一%	〇・五%	〇・二%	一〇〇・〇%

第八表 配偶別に依る兩親の有無

配偶別	兩親の有無				計	合計
	實父母 ある者	實父母 なき者	計	實父母 ある者		
未婚者	四四九	三〇三	七五二	五九七	二七三	一・六%
有配偶者	四三	七三	一一六	三七一	三四五	六・九%
離婚者	三	八	一一	二七三	三六四	一八・二%
寡婦	八	一三	二一	三八一	二三八	二・三%
計	五〇三	三九七	九〇〇	五五九	二八二	七・一%

第九表 年齢階級と兩親の有無

年齢階級	兩親の有無				計	比
	實父母 ある者	實父母 なき者	計	實父母 ある者		
一五―二四	一五	二四	三九	一五	二四	五五・九%
二五―三四	四一	六〇	一〇一	三〇	七一	二八・二%
三五―四四	一六	五四	七〇	一五	五五	二二・一%
四五―五四	四一	一七	五八	二八	三〇	一七・一%
五五―六四	一八	一三	三一	一	六四	一・七%
六五―七四	五	八	一三	一	一五	一・七%
七五―八四	六	一	七	一	九〇	一〇〇・〇%
八五―九四	一	一	二	一	一〇〇	一〇〇・〇%
計	七二	一六	八八	八七	一〇〇	一〇〇・〇%

第十表 兩親の有無と就職理由 (實數)

就職理由	第十表 兩親の有無と就職理由 (比例)				
	生計補助のため	経済上獨立のため	嫁入仕度のため	趣味及修養のため	扶養者の有るもの
兩親の有る者	二六・三	八・一	一・七	三・九	三・八
父無き者	一四・六	四・八	二・二	一・二	一・三
母無き者	三・七	八	一	五	一
兩親共無き者	二・〇	一・九	一	二	一
其他の者	四・七	一・六	二	六	七
計	四七・一	一六・〇	二二	六六	一七
其他の者	五	四	一	二	二
計	五二				

就職理由	第十一表 業務別と就職理由 (實數)				
	生計補助のため	経済上獨立のため	嫁入仕度のため	趣味及修養のため	扶養者の有るもの
兩親の有る者	五二・三	一六・一	三・四	七・八	〇・六
父無き者	五七・五	一八・九	〇・八	四・七	五・一
母無き者	五七・八	二二・五	一・六	七・九	一・六
兩親共無き者	三・三	二九・七	一	一二・五	三・一
其他の者	三・三	二六・七	六・七	一三・三	一・九
計	五二・三	一七・八	二・三	七・三	一・九
其他の者	七・五	一〇・九	一〇・〇	一〇・〇	一〇・〇
計	一三・一				

タイピスト	七	一一	一	一	一	五	二六
事務員	一五二	六〇	一〇	一七	三	一九	二九二
店員	九四	二二	二	二二	五	一〇	一六八
看護婦	八	一五	一	二	一〇	五	四〇
交換手	一七七	二五	八	一	四	二〇	二四二
計	四七一	一六〇	二二	六六	一七	六七	九〇〇

第四節 扶養者の有無

職業婦人の就職理由には種々あるが、自分が自活して行く計りでなく、尙且つ親兄弟子供等を扶養して行かねばならぬ者が可なりある。即ち九百名の職業婦人中有配偶者以外の未婚者、離婚者、寡婦の境遇にある者七百八十四名に就て扶養者の有無を調査したるに、總數の一二・五%即ち九十八名は一、五名の扶養者を持つて居るのである。けれども其の境遇に依つて扶養者の有無も異り、未婚者は扶養者のあるものは九・五八%であるが、離婚者は七二・七二%寡婦に至つては其の大部分八五・七一%は扶養者のある者である。

尙業務別から扶養者の有無を見れば、教師に於て最も多く總數の四七・九六%を占め、看護婦の二二・五%、事務員の二・二八%、店員、交換手之に次ぎ、タイピストは扶養者のある者は一人も無い。扶養者の續柄は何と云ふても両親が最も多く、扶養者百五十一人に對し、兩親は七十七人で其の過半數即ち五〇・九九%を占めて居る。就中父親よりも母親の方が著しく多い。

父親十九人に對し母親は五十八人といふ數を示してゐる。次は兄弟姉妹の二・一九%、子供の二〇・五四%が主な

るものである。

けれども扶養する者の境遇に依り扶養者の続柄も自ら異なるもので、未婚者は両親が多く離婚者は両親と子供と相半し、寡婦は子供が大部分である。

次に扶養者の年齢を見るに、二十歳以下と五十歳以上の者が多く、青壯年期の三四十代の者は比較的少く、尙母親は父親よりも十歳若く、既に三十五歳から扶養されてゐるのを見る。此等は扶養者と生産能力との関係がよく表はれてゐるのである。

第十二表 境遇より見たる扶養者の有無

扶養者の有無
扶養者の有るもの
扶養者のなきもの
計

實 数			比 例		
未婚者	離婚者	寡婦 計	未婚者	離婚者	寡婦 計
七二	八	一八	九・五八%	七・七二%	八五・七一%
六八〇	三	三	九〇・四二%	二七・二八%	一四・二九%
七五二	一一	二一	一〇〇・〇〇%	一〇〇・〇〇%	一〇〇・〇〇%
計			計		
一三	二一	七八四	一〇〇・〇〇%	一〇〇・〇〇%	一〇〇・〇〇%

第十三表 業務別より見たる扶養者の有無

業務別
扶養者の有るもの
扶養者のなきもの
計

實 数			比 例		
扶養者の有るもの	扶養者のなきもの	計	扶養者の有るもの	扶養者のなきもの	計
二六	二八	五四	四七・九六%	五二・〇四%	一〇〇・〇〇%
三〇	二四	二四	一一・二八%	一〇〇・〇〇%	一〇〇・〇〇%
計			計		
二六	二六	二六	一一・二八%	八八・七二%	一〇〇・〇〇%



店員
看護員
交換手
計

一六	一四八	一六四	九・七五%	九〇・二五%	一〇〇・〇〇%
八	三〇	三八	二・〇五%	七八・九五%	一〇〇・〇〇%
一八	二二〇	二三八	七・五六%	九二・四四%	一〇〇・〇〇%
九八	六八六	七八四	一二・五〇%	八七・五〇%	一〇〇・〇〇%

第十四表 境遇と扶養者との関係

扶養者の
種別
扶養者の
数

父 母
祖父 祖母
兄弟 姉妹
叔伯父母 姪甥
其他
計

實 数			比 例		
未婚者	離婚者	寡婦 計	未婚者	離婚者	寡婦 計
六三	六	八	六三・〇〇%	四六・一五%	二一・〇五%
三	一	二	三・〇〇%	四六・一五%	二一・〇五%
二八	一	三	二八・〇〇%	四六・一五%	二一・〇五%
一五	一	二	一五・〇〇%	四六・一五%	二一・〇五%
一〇〇	一三	三八	一〇〇・〇〇%	一〇〇・〇〇%	一〇〇・〇〇%
計			計		
一〇〇	一三	三八	一〇〇・〇〇%	一〇〇・〇〇%	一〇〇・〇〇%

第十五表 扶養者の年齢

扶養者の
年齢階級
父 母
祖父 祖母
兄弟 姉妹
叔伯父母 姪甥
其他
計

實 数			比 例		
以下十歳	一六	二二	一・六〇%	二二・二二%	一三・三三%
一七	一	三	一・一〇%	三・三三%	二・二二%
一八	一	一	一・一〇%	三・三三%	二・二二%
一九	一	一	一・一〇%	三・三三%	二・二二%
二〇	一	一	一・一〇%	三・三三%	二・二二%
二一	一	一	一・一〇%	三・三三%	二・二二%
二二	一	一	一・一〇%	三・三三%	二・二二%
二三	一	一	一・一〇%	三・三三%	二・二二%
二四	一	一	一・一〇%	三・三三%	二・二二%
二五	一	一	一・一〇%	三・三三%	二・二二%
二六	一	一	一・一〇%	三・三三%	二・二二%
二七	一	一	一・一〇%	三・三三%	二・二二%
二八	一	一	一・一〇%	三・三三%	二・二二%
二九	一	一	一・一〇%	三・三三%	二・二二%
三〇	一	一	一・一〇%	三・三三%	二・二二%
三一	一	一	一・一〇%	三・三三%	二・二二%
三二	一	一	一・一〇%	三・三三%	二・二二%
三三	一	一	一・一〇%	三・三三%	二・二二%
三四	一	一	一・一〇%	三・三三%	二・二二%
三五	一	一	一・一〇%	三・三三%	二・二二%
三六	一	一	一・一〇%	三・三三%	二・二二%
三七	一	一	一・一〇%	三・三三%	二・二二%
三八	一	一	一・一〇%	三・三三%	二・二二%
三九	一	一	一・一〇%	三・三三%	二・二二%
四〇	一	一	一・一〇%	三・三三%	二・二二%
四一	一	一	一・一〇%	三・三三%	二・二二%
四二	一	一	一・一〇%	三・三三%	二・二二%
四三	一	一	一・一〇%	三・三三%	二・二二%
四四	一	一	一・一〇%	三・三三%	二・二二%
四五	一	一	一・一〇%	三・三三%	二・二二%
四六	一	一	一・一〇%	三・三三%	二・二二%
四七	一	一	一・一〇%	三・三三%	二・二二%
四八	一	一	一・一〇%	三・三三%	二・二二%
四九	一	一	一・一〇%	三・三三%	二・二二%
五〇	一	一	一・一〇%	三・三三%	二・二二%
五一	一	一	一・一〇%	三・三三%	二・二二%
五二	一	一	一・一〇%	三・三三%	二・二二%
五三	一	一	一・一〇%	三・三三%	二・二二%
五四	一	一	一・一〇%	三・三三%	二・二二%
五五	一	一	一・一〇%	三・三三%	二・二二%
五六	一	一	一・一〇%	三・三三%	二・二二%
五七	一	一	一・一〇%	三・三三%	二・二二%
五八	一	一	一・一〇%	三・三三%	二・二二%
五九	一	一	一・一〇%	三・三三%	二・二二%
六〇	一	一	一・一〇%	三・三三%	二・二二%
六一	一	一	一・一〇%	三・三三%	二・二二%
六二	一	一	一・一〇%	三・三三%	二・二二%
六三	一	一	一・一〇%	三・三三%	二・二二%
六四	一	一	一・一〇%	三・三三%	二・二二%
六五	一	一	一・一〇%	三・三三%	二・二二%
六六	一	一	一・一〇%	三・三三%	二・二二%
六七	一	一	一・一〇%	三・三三%	二・二二%
六八	一	一	一・一〇%	三・三三%	二・二二%
六九	一	一	一・一〇%	三・三三%	二・二二%
七〇	一	一	一・一〇%	三・三三%	二・二二%
七一	一	一	一・一〇%	三・三三%	二・二二%
七二	一	一	一・一〇%	三・三三%	二・二二%
七三	一	一	一・一〇%	三・三三%	二・二二%
七四	一	一	一・一〇%	三・三三%	二・二二%
七五	一	一	一・一〇%	三・三三%	二・二二%
七六	一	一	一・一〇%	三・三三%	二・二二%
七七	一	一	一・一〇%	三・三三%	二・二二%
七八	一	一	一・一〇%	三・三三%	二・二二%
七九	一	一	一・一〇%	三・三三%	二・二二%
八〇	一	一	一・一〇%	三・三三%	二・二二%
八一	一	一	一・一〇%	三・三三%	二・二二%
八二	一	一	一・一〇%	三・三三%	二・二二%
八三	一	一	一・一〇%	三・三三%	二・二二%
八四	一	一	一・一〇%	三・三三%	二・二二%
八五	一	一	一・一〇%	三・三三%	二・二二%
八六	一	一	一・一〇%	三・三三%	二・二二%
八七	一	一	一・一〇%	三・三三%	二・二二%
八八	一	一	一・一〇%	三・三三%	二・二二%
八九	一	一	一・一〇%	三・三三%	二・二二%
九〇	一	一	一・一〇%	三・三三%	二・二二%
九一	一	一	一・一〇%	三・三三%	二・二二%
九二	一	一	一・一〇%	三・三三%	二・二二%
九三	一	一	一・一〇%	三・三三%	二・二二%
九四	一	一	一・一〇%	三・三三%	二・二二%
九五	一	一	一・一〇%	三・三三%	二・二二%
九六	一	一	一・一〇%	三・三三%	二・二二%
九七	一	一	一・一〇%	三・三三%	二・二二%
九八	一	一	一・一〇%	三・三三%	二・二二%
九九	一	一	一・一〇%	三・三三%	二・二二%
一〇〇	一	一	一・一〇%	三・三三%	二・二二%

兄弟姉妹	一七	二二	九	一	一	一	一	一	二	三
叔伯父母姪甥	三	一	一	一	一	一	一	一	二	六
其他	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二
計	二二	三一	一二	二	二	一五	三〇	二二	七	一二一五

第五節 就職年限

婦人の就職 齡は小學校卒業の十五六歳から、五十歳迄の約三十ヶ年である。而して其の就職率は若い者ほどよく年齢の進むにつれて漸減して行く、即ち二十四歳以下の者七割二分に對し、四十歳以上の者は僅か四分といふ有様である。けれども配偶關係に依り、未婚者は二十三、四歳から激減して行くに反し、既婚者は二十四、五歳から激増して行くといふ風に、大いに其の趣を異にしてゐる。就職年限は三年以内の者が最も多く總數の五割を占め、四年目から漸減して十年以上も就職する者は僅か一割三分に過ぎない。之を業務別から觀察すれば、就職年限の比較的長いものは教師と看護婦で事務員、店員が之に次ぎ交換手、タイピストは最も短期間の方である。教師、看護婦の中には三十ヶ年間も勤務してゐるものがあるが事務員店員は長くて二十ヶ年、交換手、タイピストは最も長い者で十ヶ年位のものである。左に年齢、配偶及び業務別に依る就職年限表を示さう。

第十六表 年齢と就職年限との關係(其の一)

年齢階級	就職年限	未滿一年	二年	三年	四年	五年	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十以上	計	百分比
一〇—二四	一五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一〇・二四
二五—二九	一五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二五・二九
三〇—三四	一五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三〇・三四
三五—三九	一五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三五・三九
四〇—四九	一五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	四〇・四九
五〇以上	一五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	五〇・以上
計	一五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一〇・二四

年齢階級	就職年限	未滿一年	二年	三年	四年	五年	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十以上	計	百分比
一〇—二四	一五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一〇・二四
二五—二九	一五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二五・二九
三〇—三四	一五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三〇・三四
三五—三九	一五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三五・三九
四〇—四九	一五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	四〇・四九
五〇以上	一五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	五〇・以上
計	一五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一〇・二四

年齢階級	就職年限									
	未満一年	一年	二年	三年	四年	五年	六年以上	不詳	計	百分比
一五—一九	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
二〇—二四	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
二五—二九	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三〇—三四	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三五—三九	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
四〇—四九	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
五〇以上	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不詳	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
百分比	二五・八	八・八	八・八	五・四	三・四	一・八	一・六	—	一〇〇・〇	—

既婚者の年齢と就職年限との関係（其の三）

第十七表 配偶別に依る就職年限

配偶別	就職年限									
	未満一年	一年	二年	三年	四年	五年	六年以上	不詳	計	百分比
未婚者	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
有配偶者	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
離婚者	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
寡婦	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	二五・八	八・八	八・八	五・四	三・四	一・八	一・六	—	一〇〇・〇	—

百分比 二七・六 二〇・〇 一九・三 二二・三 九・〇 二四・三 六・五 四・一 一・四 〇・二 一〇・〇

第十八表 業務別に依る就職年数

業務別	就職年数									
	未満一年	一年	二年	三年	四年	五年	六年以上	不詳	計	百分比
教師	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
タイピスト	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
事務員	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
店員	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
看護手	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
交換手	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	二七・六	二〇・〇	一九・三	二二・三	九・〇	二四・三	六・五	四・一	一〇・〇	—

業務別に依る就職年数

業務別	就職年数									
	未満一年	一年	二年	三年	四年	五年	六年以上	不詳	計	百分比
教師	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
タイピスト	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
事務員	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
店員	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
看護手	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
交換手	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	二七・六	二〇・〇	一九・三	二二・三	九・〇	二四・三	六・五	四・一	一〇・〇	—

交換手	〇・八	六・六	二・四	三・一	二・五	三・九	四・六	一・二	一	二	100.0
計	一七・六	一三・〇	一九・三	二二・三	九・〇	一四・三	六・五	四・二	一・四	〇・二	100.0

第六節 前職業の有無及就職の徑路

職業婦人の中には、始から同一職業に従事してゐる者もあるが中には度々之を變へた者もある。例へば今は小學教師でも以前は中等教員であつたり、雜誌記者であつたものもあり、又女中や、蠶種検査員から、事務員になつた者もあれば、日比谷大神宮の舞妓から、店員になつたもの、女工寄宿舍取締りから、看護婦になつた者もある。

而して前職のあつたものは、總數に對し一割三四分位のものである。又就職するに就ての徑路は知人又は親戚等の紹介に依つたものが七割四分を占めて居り、次は新聞廣告に依つた者で一割七分に當り、最も尠いものは職業紹介所に依つたものである。之を業務別から見れば、教師は出身學校、舊師知人等の紹介で就職するのが大部分あるが形式上は凡て府縣知事の任命に依ることになつてゐる。

タイピストは知人や出身學校の世話で、就職し事務員、店員、交換手は知人の紹介と新聞廣告とに依つて、就職する者が大部分を占めてゐる。(第十九表第二十表)

第十九表 業務別に依る前職の有無

業務別	前職の有無		比	
	前職のあつたもの	前職の無きもの	前職のあつたもの	前職の無きもの
教師	二三人	一〇九人	一七・四%	八二・六%
タイピスト	二五	二六七		
事務員	二四	一四四		
店員	七	三三		
看護婦	三八	二〇四		
交換手	二二	七九		
計	一二二	七七九		

第二十表 業務別に依る就職の徑路

業務別	就職の徑路		比	
	知人及親戚の紹介	新聞廣告	職業紹介所	學校の紹介
教師	八四	一	一	八
タイピスト	一六	一	一	九
事務員	二二九	四八	一	八
店員	一〇〇	六五	一	一
看護婦	三四	五	一	一
交換手	二〇三	三二	一	一
計	六六六	一五〇	二	三〇
百分比	七四・〇	一六・六	〇・二	三・三

教師(一三二人中)
一、教員 一九人
一、中等學校教諭 二人

一、中等學校助教諭	二人
一、小學校教員の後雜誌記者	一人
タイピスト(二六人中)	
一、タイピスト	二人
一、事務員	二人
事務員(二九二人中)	
一、事務員(會社書記、通信事務員、鐵道管理局書記)	一〇人
一、貯金局書記補	二人
一、結婚前貯金局奉職	一人
一、小學校教員	二人
一、裁縫家事の手傳	一人
一、シンガーミシン刺繡及び裁縫	一人
一、知人の家に奉公	一人
一、蠶種検査吏員	一人
一、東洋モスリン會社書記	一人
一、購買組合記帳係	一人
一、農業	一人
一、淺草專賣局園工	一人
一、葬禮の手傳家事の實習	一人
一、産婆學を學ぶ	一人
店員(一六八人中)	

一、事務員(通信社員、紡績會社販賣員)	七人
一、店員(合堂係)	四人
一、ミシン	三人
一、裁縫	三人
一、教員	二人
一、貯金局原簿係	一人
一、和洋裁縫	一人
一、目比谷大神宮舞女	一人
一、他家に見習ひ	二人
看護婦(四十人中)	
一、裁縫	二人
一、農業	二人
一、女工寄宿舎取締	一人
一、小學校准教員	一人
一、看護婦	一人
交換手(二四二人中)	
一、交換手	二人
一、電話局交換手	二人
一、中央電話局勤務	二人
一、電話局交換手主事補	二人
一、郵便局通信事務員	一人

- 一、通信書記補
- 一、家庭にて裁縫

一人 一人

第七節 教育程度

教師、タイピスト。事務員、店員、看護婦、交換手の職業婦人九百名に就いて其の教育程度を見るに教師、タイピストを除いては一般に低く小學校卒業程度の者が總數の六割を占めて居り、他の四割弱は女學校若くは、職業教育を受けた者である。就中職業教育を受けた者は僅か一割七分に過ぎない。之を業務別から見れば、交換手は七割迄、尋常小學校卒業のもの、看護婦、事務員、店員は高等小學校卒業の者が大部分を占め、タイピストは高等小學校若くは女學校卒業後タイプライター學校を卒業した者である。

教師は有資格者でなければ採用されない關係から師範學校卒業者が七割一分を占め他は女學校出身者で檢定や師範二部を出た者、中には女高師、音樂學校等を卒業した者もある。業務別に依る教育程度及主なる出身學校を記せば左の通りである。

教師(三二人中)

- 一、女子高等師範學校 一人
- 一、音樂學校 一人
- 一、女子師範學校 七六八
- 一、高女卒師範二部 四八
- 一、師範講習所 二八

- 一、東京府教員傳習所 一人
- 一、高女卒小學校教員檢定 一人
- 一、高女卒中等教員檢定 一人
- 一、師範卒中等教員檢定 一人
- 一、專科教員檢定 一人
- 一、ミッシヨンスクール及裁縫女學校 一人
- 一、裁縫女學校專攻科 一人
- 一、高等女學校 三一人
- 一、高女補習科 四八
- 一、高女專攻科 一人
- 一、高女高等科 一人
- 一、小學校半退 一人

タイピスト(二六人中)

- 一、高女卒タイプライター學校 二人
- 一、高女卒タイプライター學校及英語個人教授 二人
- 一、女子商業卒タイプライター學校 一人
- 一、高女卒英語個人教授 一人
- 一、裁縫學校 二人
- 一、高等女學校 一〇八
- 一、實科高等女學校 三八
- 一、高等小學校 五八

事務員(二九二人中)

- 一、高小卒商業夜學校 二人
- 一、高女補習卒簿記學校 一人
- 一、補習卒簿記學校 一人
- 一、女子商業學校 一人
- 一、高女卒正則タイピスト學校 一人
- 一、女子美術中央工學校 一人
- 一、高女卒日大在學 二人
- 一、裁縫女學校 五人
- 一、女子職業學校 一人
- 一、技藝學校 一人
- 一、耶立職業學校 一人
- 一、助産女學校產婆科 一人
- 一、小學教員檢定 一人
- 一、教員傳習所 二人
- 一、專門學校 一人
- 一、實科高等女學校 一〇人
- 一、家政女學校 二人
- 一、尋卒高女夜學在學 四人
- 一、明德女學校夜學 一人
- 一、清修女學校在學 一人

店員(一六八人中)

- 一、高小卒大日本女學會後期修業 一人
- 一、高小卒補習在學 一人
- 一、高小半退 一二九人
- 一、高等小學校 三二人
- 一、尋常小學校 三二人
- 一、裁縫女學校 六人
- 一、技藝學校 一人
- 一、女子實業學校 三人
- 一、女子商業學校半退 一人
- 一、專門學校半退 一人
- 一、教員傳習所半退 一人
- 一、職業學校 三人
- 一、高等女學校 三人
- 一、高女半退 九人
- 一、實科高等女學校 八人
- 一、家政女學校 二人
- 一、實業普通學校半退 一人
- 一、女子大學生退 一人
- 一、尋常小學校 五〇人
- 一、高等小學校 五四人

第八節 住居の状態

自分の家庭に起居してゐることは望ましいことであるが、地方から上京したもの、両親の無いもの年をとつて配偶の無い者等は家庭に居りたくも境遇上經濟上之を許さない場合が多い。

これば是非とも親戚知人の家に寄寓するか、全然見も知らぬ他人の家に間借若くは寄宿下宿等をせねばならない。未婚者で家庭や親戚に居る者は、朝夕家事の見習も出来、疲れた心身の慰安も出来て幸福であるが、間借寄宿下宿生活に至つては家庭の暖みを味ふ事も出来なければ、食物も思ふ様には行かない。

一口に間借と云つてもただ部屋だけ借りて居るもの部屋を借りて自炊して居るもの、賄付といふて素人下宿の様なものもあるが、何れにせよ、他人の家庭に異分子として侵入するのであるから、なか／＼周囲との調和がむづかしい、よし調和出来ても部屋の間取が悪いとか、間代が比較的高いとか、又家族も部屋もよければ、食物が粗悪で營養不良を來すとか、なか／＼三拍子揃つて善い處はない。

九百名の職業婦人に就いて住居の状態を見るに其の七割八分までは家庭に居るが、他は寄寓、間借、寄宿、下宿等して居るものである。之を業務別から見れば交換手、店員、教師等は主に家庭に居り、看護婦は餘り家庭には居らない、主に看護婦派出所、病院等に寄宿してゐるのである。

親戚に寄寓してゐるものは、タイピスト、事務員、店員に多く間借してゐるものは、タイピスト、教師などが多い。又両親及配偶の有無年齢に依つて、住居の状態も夫々異なることは左表の通りである。(第二十二乃至二十五表参照)

第二十二表 業務別と住居

業務別	住居	實數					例	數				
		家庭	寄寓	間借	寄宿	下宿		家庭	寄寓	間借	寄宿	下宿
教師	一〇九人	三	一七	一	二	一三二		一〇九	三	一七	一	二
タイピスト	一一三	八	四	四	一	二六		一一三	八	四	一	二
事務員	二二	五二	二四	七	四	二九二		二二	五二	二四	七	四
店員	一四一	二〇	七	一	一	一六八		一四一	二〇	七	一	一
看護婦	一	一	一	一	一	四〇		一	一	一	一	一
交換手	二二八	一一	三	一	一	二四二		二二八	一一	三	一	一
計	七〇三	九四	五五	四五	三	九〇〇		七〇三	九四	五五	四五	三

業務別	住居	實數					例	數				
		家庭	寄寓	間借	寄宿	下宿		家庭	寄寓	間借	寄宿	下宿
教師	八二・六%	二・三%	一・二九%	〇・七%	一・五%	一〇〇・〇%		八二・六	二・三	一・二九	〇・七	一・五
タイピスト	五〇・〇	三〇・〇	一五・四	二・八	〇・三	一〇〇・〇		五〇・〇	三〇・〇	一五・四	二・八	〇・三
事務員	七二・三	一七・八	八・二	一・四	〇・三	一〇〇・〇		七二・三	一七・八	八・二	一・四	〇・三
店員	八三・九	一一・九	四・二	一・四	〇・三	一〇〇・〇		八三・九	一一・九	四・二	一・四	〇・三
看護婦	二・五	一	一	一	一	一〇〇・〇		二・五	一	一	一	一
交換手	九四・三	四・六	一・二	九七・五	一	一〇〇・〇		九四・三	四・六	一・二	九七・五	一
平均率	七八・一	一〇・五	六・一	五・〇	〇・三	一〇〇・〇		七八・一	一〇・五	六・一	五・〇	〇・三

第二十三表 両親の有無と住居

兩親の有無
兩親のある者
父無き者
母無き者
兩親共なきもの
其他の者
計

家庭	寄寓	間借	寄宿	下宿	計
四二一人	三七人	二六人	一八人	一人	五〇三人
一八九	三〇	一九	一四	二	二五四
四三	一一	四	六	一	六四
四一	一一	五	七	一	六四
九	五	一	一	一	一五
七〇三	九四	五五	四五	三	九〇〇

兩親の有無と住居

比

例

兩親の有無
兩親のある者
父無き者
母無き者
兩親共なきもの
其他の者
平均率

家庭	寄寓	間借	寄宿	下宿	計
八三七	七三	五二	三六	〇二	一〇〇〇
七四四	一一八	七五	五五	〇八	一〇〇〇
六七二	一七二	六二	九四	一	一〇〇〇
六四一	一七二	七八	一〇九	一	一〇〇〇
六〇〇	三三三	六七	一〇	一	一〇〇〇
七八一	一〇五	六一	五〇	〇三	一〇〇〇

第二十四表 年齢階級と住居 (其二)

住居	年齢	實數	百分	比	平均率
家庭	一五	二四	二五	五〇	七六・一
寄寓	二四	九二	三三	以上	一〇・五
間借	二四	一三	一三	以上	六・一
寄宿	二四	一三	一三	以上	一〇・五
下宿	二四	一三	一三	以上	六・一
計	二四	一三	一三	以上	一〇・五

未婚者の年齢と住居との關係 (其二)

住居	年齢	實數	百分	比	平均率
家庭	一五	二四	二五	五〇	七六・一
寄寓	二四	九二	三三	以上	一〇・五
間借	二四	一三	一三	以上	六・一
寄宿	二四	一三	一三	以上	一〇・五
下宿	二四	一三	一三	以上	六・一
計	二四	一三	一三	以上	一〇・五

既婚者の年齢と住居との關係 (其三)

[illegible]

第二十五表 配偶と住居

	配偶別	同居	家庭	寄寓	間借	寄宿	下宿	計
既婚者	五八一 人	八七 人	四三 人	四〇 人	一 人	七五二 人		
未婚者	一二三	七	一二	五	二	一四八		
計	七〇三	九四	五五	四五	三	九〇〇		
比								
例								
既婚者	七七・三%	一一・六%	五七%	五・三%	〇・一%	一〇〇・〇%		
未婚者	八二・四	四・七	八・一	三・四	一・四	一〇〇・〇		
計	七八・一	一〇・五	六・一	五・〇	〇・三	一〇〇・〇		

第二章 生活狀態に關する事項

第一節 勤務狀態

勤務時間は其の業務に依つて六時間の處もあれば中には十時間の處もあり、又稀には晝夜交替の處もあつて一定してゐないが、概して七時間から九時間の範圍、就中八時間勤務の處が尤も多い。晝夜交替勤務の主なるものは、驛の出札係、交換手、看護婦等で、試に交換手の勤務時間を舉れば晝勤者は朝七時から四時まで夜勤者は午後四時から翌朝七時迄となつてゐる。

次に業務別に依る勤務時間を見ると、教師は始業前三十分若くは一時間前に登校し、児童退出後一時間は教案の作製、児童の成績品等の整理で、居残らなければならぬから尠くとも八時間から九時間位になつてゐる。

タイピストは其の九割までは七時間若くは八時間勤務で、事務員も特殊なる出札係等を除けば、タイピストと大差はない。店員は大抵九時間勤務であるが中には十時間の者もある。看護婦は其の業務上一定してゐないが、七時間勤務の者もあれば、九時間若くは晝夜交替の者もあり又時として三時間位の勤務のこともある。

東京市施療病院の看護婦執務時間

(イ) 明番	自午前七時 至午後六時 間勤務	自午前七時 至正午十二時 間睡眠
(ロ) 宵番	自正子十二時 至正午十二時 間睡眠	自午後四時 至翌日午前七時 間勤務

(口) 背番

自午前七時 至正午十二時 間勤務	自正午十二時 至午後四時 間睡眠	自午後四時 至正午十二時 間夜勤
自正午十二時 至午前七時 間睡眠	自午前七時 至午前四時 間勤務	自午後四時 至翌日午前七時 間 休

交換手は八時間勤務の處四割二分、七時間と九時間の處が共に二割五六分といふ状態である。

休憩時間には別に規定がなく、隨時休憩してゐる處もあるが、普通は晝食時に一時間休憩することになつてゐる。けれども中には三十分しか休憩時間の無い處もあれば又一日三回即ち午前午後各十五分づつ、正午に一時間の休憩時間のある處もある。尙業務に依つて交換手のやうな激務に拂はつてゐる者は一時間交替或は二時間交替で休憩することになつてゐる様である。

公休日は職業婦人の勤務先百十七箇所中日曜祝祭日を公休日としてゐる處は約百箇所、總教の八割五分に當り、後の一割五分は月に一回若くは二回を公休日としてゐる。月二回の處は工場商店及び三越白木屋等の百貨店方面に多し。

休暇は其の勤務先及業務等に依つて公休日以外には全然無い處もあるが、大部分は一ヶ年を通じて尠い處で三日間、多い所では二十日間普通一週間から二週間の處が最も多い。休暇の一番多いのは教師で暑中學期學年末の休暇を合算すれば四、五十日にも及んでゐる。官公廳方面は二十日間の規定になつてゐるが、中には業務に依つて七日から十二日位の休暇しか無い處もある。

左に主なる處を記せば

勤務先	業務別	休暇（一ヶ年を通じて）
東京鐵道局	出札係	三日……十二日
帝 帝 劇	案内係、出札係	七日
病院勤務	看護婦	一週間……二週間
三越呉服店	店員	十二日
日本銀行	事務員、タイピスト等	十四日
日本興業銀行	同	同
村井銀行	同	同
三井物産會社	同	同
三菱合名會社	同	十日
久原鐵業株式會社	同	同
安田銀行	同	同
日本郵船會社	同	同
三井銀行	同	七日
東京株式取引所	同	同
新 聞 社	同	同
住友銀行	同	七日……十五日
芝浦製作所	同	七日……十四日

第二節 待遇状態

収入……職業婦人の収入は、各自の力量、教育程度、就職年數等に依つて一様ではないが、一定の俸給以外副収入のある者は極めて尠い、九百人中六割八分までは俸給が唯一の収入で、其の俸給も教師は六十圓内外の者が多く、夕

イビストは四十五圓内外、事務員店員は三十圓内外、看護婦は四十圓内外、交換手は三十五圓内外の者が大部分を占めてゐる。而して其の俸給の總平均は三十八圓九十六錢である。總數の三割二分は十圓内外の副収入のある者で、俸給と副収入とを合算した一ヶ月の總収入を見れば、教師は七十二圓八十一錢、タイピストは四十二圓九錢、事務員は三十三圓六十九錢、店員は三十三圓七十六錢、看護婦は四十二圓十三錢、交換手は三十七圓六十八錢、總平均額は四十一圓十五錢である。尙収入は職業教育の有無に依つて大いに異なるものであるから、就職希望者は自己の特性に適つた職業教育を受けて、就職するのが得策である。

例へば高女卒業のみで何等職業教育を受けない者は、初任給三十圓内外であるが、職業教育を受けた教師は四十五圓、タイピストも四十圓以上で、各自の力量に依つては二年目には五十圓、五年目には六七十圓、十年以上も勤続してゐる者の中には八十圓以上百圓迄の収入を得てゐる者もある。(第二十六乃至二十九表参照)

第二十六表 業務別と収入との關係

業務別	給				副収入				總収入			
	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均
教師	100.00	80.00	90.00	100.00	20.00	30.00	130.00	100.00	120.00	230.00	100.00	120.00
タイピスト	100.00	80.00	90.00	100.00	20.00	30.00	130.00	100.00	120.00	230.00	100.00	120.00
事務員	100.00	80.00	90.00	100.00	20.00	30.00	130.00	100.00	120.00	230.00	100.00	120.00
店員	100.00	80.00	90.00	100.00	20.00	30.00	130.00	100.00	120.00	230.00	100.00	120.00
看護婦	100.00	80.00	90.00	100.00	20.00	30.00	130.00	100.00	120.00	230.00	100.00	120.00
交換手	100.00	80.00	90.00	100.00	20.00	30.00	130.00	100.00	120.00	230.00	100.00	120.00
計	100.00	80.00	90.00	100.00	20.00	30.00	130.00	100.00	120.00	230.00	100.00	120.00

第二十七表 業務別に依る俸給

収入別	業務別	教師	タイピスト	事務員	店員	看護婦	交換手	計	百分比
二〇圓以下		1人	1人	8人	1人	2人	2人	13人	一・四
二一—二五				6人	2人	2人	8人	9人	一〇・八
二六—三〇			1人	9人	6人	2人	5人	23人	二六・四
三一—三五				4人	2人	4人	7人	18人	一六・四
三六—四〇			3人	3人	2人	4人	9人	21人	二二・六
四一—四五			4人	1人	1人	2人	3人	7人	八・五
四六—五〇			3人	1人	4人	1人	2人	4人	四・九
五一—五五			1人	1人	1人	2人	4人	6人	三・二
五六—六〇			1人	7人	1人	2人	2人	3人	三・七
六一—六五			1人	5人	1人	1人	1人	2人	二・四
六六—七〇			1人	2人	2人	1人	2人	2人	二・五
七一—八〇			1人	1人	3人	1人	1人	3人	四・〇
八一—九〇			1人	1人	1人	1人	1人	1人	二・〇
九一—一〇〇			2人	1人	1人	1人	1人	3人	〇・三
一〇一以上			1人	1人	1人	1人	1人	1人	〇・一
不詳			1人	2人	4人	4人	2人	7人	〇・八
計		13人	26人	29人	16人	40人	24人	90人	一〇〇・〇

第二十八表 教育程度と収入との關係表

昇給は各自の能率如何に依り又は豫算の關係上必ずしも定期に昇給するものではないが、大抵薄給者は年に一回若くは二回、比較的高級者は二年目に一回昇給するのが普通の様である。其の額は日給者は三錢から七錢、月給者は五圓内外の處が多い。賞與は官公廳方面は年二回、月收の十割内外の處が多い。銀行、會社・商店方面は事業の振、不振、經濟界の好景氣不景氣に依つて一律ではないが、多い處で半期に月收の四十割内外、少い處で十割内外である。左に主なる處を記せば、

昇給及賞與表

勤務先	昇		給		賞		與
	回数	昇	給	高	回数	賞	
東京朝日新聞社	一	一	一	二	二	二五割……三〇割	二
松坂屋いとう呉服店	一	一	一	二	二	二〇割……三〇割	二
三越呉服店	一	一	一	二	二	二〇割……三〇割	二
安田貯蓄銀行	一	一	一	二	二	二〇割……三〇割	二
日本銀行	二	二	二	二	二	四〇割内外 外に被服費として毎月三圓、年二回事務服 月三回茶葉獎勵	二
三井銀行	一	一	一	二	二	事務員……六割 補助員……二割三分づつ 交換手……末十割	二
日本興業銀行	一	一	一	二	二	事務員……四五割 タイピスト……三〇割 交換手……三〇割	二
村井銀行	一	一	一	二	二	二五割内外	二

三菱銀行	一	一	五圓内外	二	二	二五割……三〇割	二
順天堂病院	一	一	一圓……五圓	二	二	五圓以上	二
瀬川小兒科病院	二	二	一圓……五圓	二	二	五圓……十割 院長から物品(五圓……二〇圓)	二
東京市駒込病院	一	一	二圓……四圓	二	二	十二割	二
外務省	二	二	月額五十五圓以下……六ヶ月 七十四圓……一ケ年 八十五圓……一ケ年半 八十五圓以上……二ケ年	二	二	一五割……二五割	二
鐵道省	二	二	五錢……七錢	二	二	二〇割	二
鐵道局	二	二	一五〇錢……七圓	二	二	一〇割	二
逓信省	二	二	日給者……三錢……五錢 月給者……三圓以上	二	二	九割	二
逓信局	二	二	二圓……三圓	四	四	年四回勤勉手当……本給者は五割……八割 書記補……十日分……二十日 交換手……五日……十日	二
電金局	二	二	三錢……五錢	二	二	十割内外	二
電話局	二	二	三錢……五錢	二	二	十割内外	二
市役所	二	二	日給者は二回……十錢内外 月給者は一六ケ年……十圓……十圓	二	二	十割内外	二

晝食給與の有無——勤務先に於て晝食を給與する處は、主に銀行、會社、商店、病院等の方面が多く官公廳方面には殆どない。食堂の設備のある處は極く少くて大抵は辨當を持參して自席で済ますのが普通の様である。而して晝食給與にも種々あつて全部を賄ふ處もあれば、又は一部分を補助する處もあり或は辨當代として金員を支給する處もある。